

京田辺市告示第141号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、京田辺市が発注する測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務、環境測定業務等（以下「業務」という。）に係る令和8年度及び令和9年度の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請時期及び方法について次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項の規定により公示する。

令和7年9月10日

京田辺市長 上村 崇

業務に係る競争入札参加資格並びにその資格審査の申請時期及び方法について

(競争入札参加資格審査の対象区分及び申請ができる者の要件)
第1条 競争入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）の対象とするのは、次に掲げる業務とする。

- (1) 測量業務
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務
- (3) 地質調査業務
- (4) 建築関係建設コンサルタント業務
- (5) 補償コンサルタント業務
- (6) 環境測定業務
- (7) その他業務

2 前項の業務について、資格審査の申請（以下「申請」という。）をする場

合の要件は、次のとおりとする。

- (1) 測量業務に申請をする場合は、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項による登録を受けており、かつ、直前2年間に当該業務での実績高を有すること。
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務に申請をする場合は、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項による登録を受けており、かつ、直前2年間に当該業務での実績高を有すること。
- (3) 地質調査業務に申請をする場合は、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項による登録を受けており、かつ、直前2年間に当該業務での実績高を有すること。
- (4) 建築関係建設コンサルタント業務に申請をする場合は、建築土法（昭和25年法律第202号）第23条第1項による登録を受けており、かつ、直前2年間に当該業務での実績高を有すること。
- (5) 補償コンサルタント業務に申請をする場合は、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項による登録を受けており、かつ、いずれも直前2年間に当該業務での実績高を有すること。
- (6) 環境測定業務に申請をする場合は、計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けており、かつ、直前2年間に当該業務での実績高を有すること。
- (7) その他業務として、施工管理（土木工事）業務又は下水漏水調査業務に申請をする場合は、直前2年間に当該業務での実績高を有すること。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、申請をすることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書（別記様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）を提出するときに京田辺市

税又は消費税若しくは地方消費税を滞納している者

(3) 資格審査申請書を提出するときまでに、京田辺市が発注した業務に関する債務について履行期限等を経過し、いまだ当該債務を履行していない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団のほか、次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

イ 暴力団員等（京田辺市暴力団排除条例（平成25年京田辺市条例第20号）第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。）

ウ 暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（競争入札参加者の資格）

第2条 業務の競争入札に参加することができる者は、前条第1項に規定する業務ごとに、入札参加資格者名簿に登録（以下「資格者登録」という。）された者とする。

2 資格者登録は、資格審査の結果に基づき決定するものとし、審査した結果、不適格とした者については登録をしない。この場合において、資格者登録をしないこととなった者については、その旨を令和6年3月末日までに通知する。

（資格審査）

第3条 資格審査は、2会計年度ごとに行うものとする。

2 資格審査の項目は、次に掲げる事項のうち、該当するものについて行うものとする。

(1) 業務実績及び業務履行能力

(2) 不誠実な行為の有無、信用状況等

(3) その他市長が必要と認めた事項

（資格審査申請書の提出期間等）

第4条 資格審査を受けようとする者は、次項で定める提出期間内に資格審査申請書を市長に提出しなければならない。ただし、競争入札に参加させる者がない場合又は競争入札に参加させる者の数が必要数に満たない場合において

て、別に市長が資格審査申請書の提出を求めたときは、この限りでない。

2 資格審査申請書の提出期間、受付時間及び受付場所は、次の表のとおりとする。

(1) 電子申請による申請方法

申請期間	令和7年10月1日午前9時から 令和7年12月22日午後4時まで
申請方法	京田辺市役所ホームページの「事業者の方へ」から「入札参加資格審査電子申請システム」にアクセスして申請してください。

(2) 書面申請（郵送）による提出方法

提出期間	令和7年12月1日から令和7年12月22日まで (令和7年12月22日必着)
提出先	京田辺市役所 建設部 建設政策推進室 〒610-0393 京都府京田辺市田辺80番地
注意事項	受付後に受領書又は不備書類明細書を送付しますので、宛名を記入して110円切手を貼った返信用定形封筒を同封してください。 封筒に「建設工事等入札参加資格申請書在中」と朱書きしてください。 郵送の不着等による責任は、一切負いません。 郵送料金不足の書類は、受け付けません。

3 資格審査申請書の受付は、電子申請又は書面申請（郵送）により提出されたものについてのみ行うものとする。

(添付書類)

第5条 資格審査申請書には、別表に掲げる書類のうち、該当する書類を添付しなければならない。ただし、電子申請においては、入力フォームで指定したものとする。

2 前項の添付書類は、資格審査申請書を表面として、別表の番号順に、各1部ずつ重ねて水色のA4ファイル綴じにし、同ファイルの表紙及び背表紙には、業者名を記載するものとする。ただし、電子申請においては書面での郵

送等は不要とする。

(競争入札参加資格の有効期間)

第6条 競争入札参加資格の有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(資格審査申請書の変更届)

第7条 資格審査申請書を提出した者は、次に定める事項に変更が生じたときは、直ちに測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記様式第9号）に変更事項を記入し、当該変更事項を証明できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、電子申請においては入力フォームで指定したものとし、書面での郵送等は不要とする。

- (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者
 - (3) 主たる営業所（本店等）の所在地
 - (4) 受任者
 - (5) 印鑑
 - (6) 電話番号又はFAX番号
 - (7) 業務に係る登録年月日、登録番号又は登録業種
- (登録の取消し)

第8条 競争入札参加資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、資格者登録を取り消すことができる。

- (1) 契約の履行に当たり、不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を

契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (7) 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をしたとき。
- (8) 第1条第3項第1号又は第4号の規定に該当することとなったとき。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

別表

測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書類一覧
【電子申請の場合】

番号	項目一覧	必要書類	必須
1	事業者情報		○
2	受任先情報		△
3	登録を受けている事業		○
4	経営規模等の概要・有資格者数		○
5-1	添付書類 1	使用印鑑届 (別記様式第5号)	○
5-2		代表者印鑑証明書	○
5-3		商業登記簿謄本 又は 事業主の後見等証明書	○
5-4		京田辺市税納税証明書	△
5-5		消費税等納税証明書	○
6-1	添付書類 2	登録証明書等	○
6-2		技術者経歴書	○
6-3		現況報告書	△
6-4		業務経歴書 (別記様式第2号)	○
6-5		営業所一覧表 (別記様式第3号)	○
7	変更届		※

(注) ○は提出必須、△は該当がある場合のみ提出。
※は申請後に変更があった場合に提出。

別表

測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書類一覧
【書面申請の場合】

番号	書類名	提出
1	測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書 (別記様式第1号)	○
2	登録証明書等	○
3	業務経歴書 (別記様式第2号)	○
4	京田辺市税納税証明書	△
5	消費税等納税証明書	○
6	現況報告書	△
7	営業所一覧表 (別記様式第3号)	○
8	技術者経歴書 (別記様式第4号)	○
9	商業登記簿謄本 又は 事業主の後見等証明書	○
10	使用印鑑届 (別記様式第5号)	○
11	代表者印鑑証明書	○
12	委任状 (別記様式第6号)	△
13	誓約書 (別記様式第7号)	○
14	測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請受付簿 (別記様式第8号)	○
15	測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書記載事項 変更届 (別記様式第9号)	※

(注) ○は提出必須、△は該当がある場合のみ提出。
※は申請後に変更があった場合に提出。